

社会福祉法人育心会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 育心会の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事および評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等は業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の算出方法)

第4条 報酬等の額は、次の各号により定めるものとする。

(1) 評議会

	日 額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(2) 理事

	日 額
理事会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(3) 監事

	日 額
理事会及び監事監査への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成29年6月15日より施行する。

1. 報酬額は源泉徴収税額表の日額表乙欄を適用して「源泉徴収」をするものとする。